

くらぼよ

くらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
~しようよの組合せ

みんなで
男女共同参画社会実現
に向けて活動しようよ

第32号 2015・春



- ☆ 女性が安心して働き続けるために
- ☆ カッコいいイクメンが増えている!
- ☆ セミナー報告「女性の元気があったかな街に!」
- ☆ 改正パートタイム労働法施行
- ☆ このマーク知ってますか?
- ☆ 女性のための相談室から

平成27年度 男女共同参画週間 6月23日(火)~29日(月)

かける イコール
キャッチフレーズ「地域力 × 女性力 = 無限大の未来」

記念行事 6月27日(土) 場所:三木市男女共同参画センター

12:30~「入浴剤を作ろう」 対象:子ども20人 材料費:300円

13:30~「笑い合える喜びを感じましょう!」笑福亭瓶太さん 対象:どなたでも

女性が安心して妊娠・出産し、子育てをしながら働き続けるために

2012年の内閣府の男女共同参画社会に関する調査では、「子どもができてみずっと職業を続ける方がいい」と答えた人は47.5%あり女性が働くことへの賛同は増えてきました。しかし、第一子の出産後に62%の女性が仕事を辞めるといわれています。その中には、家事に専念したいと考える人もいますが、働き続けたいが辞める場合もあり、仕事を辞める原因の一つにマタニティハラスメント（マタハラ）が考えられます。

マタニティハラスメントとは

妊娠・出産において、上司、同僚、職場、会社から何らかの嫌がらせやプレッシャーを受けることです。連合の調査によると「妊娠中や産休明けに心ない言葉を言われた」「妊娠・出産を契機に解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導等をされた」などが多く、無理な残業や出勤で流産する女性も少なくありません。

働き続けるために

女性が働き続けるためには、法令等（男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法等）の十分な知識を持ち、自分の意向を伝え話し合う機会を職場で持つことが必要です。

産前産後の休業や育児休業を利用すると、十分な代替要員を準備できない職場では、同僚など周囲の人々に負担をかけてしまいます。理解してもらうためには普段から同僚や上司と良い関係を築いておくことが必要です。また休業期間が長いほど復職した時のギャップが大きくなるので、休業中も育児や家事だけでなく仕事のスキルアップのための時間を見つけるなどの努力をしておくとも良いかもしれませんね。

「世界の勇気ある女性」賞を受賞

マタハラ被害の支援者 小酒部さやかさん

小酒部さん自身もマタハラの被害者で2度の流産を経験し退職、その後労働審判に訴え主張が認められました。自分の経験をもとに、2014年「マタハラNet」を結成し、被害に苦しむ女性達の相談にのっています。この賞は、米務省が人権擁護や男女平等の実現に尽力した女性を選ぶもので、発展途上国の受賞者がほとんどです。日本の労働現場での男女平等が他の先進国に比べて遅れている現状を考えて、小酒部さんにエールを送る意味でおくられました。

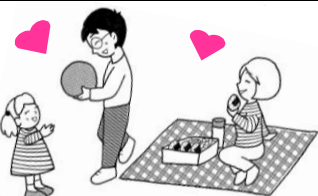


カッコいいイクメンが増えている!?

無口で仕事に厳しい親父の
背中にはカッコよかった



外車を乗り回し夢を語る
パパにも憧れるが



家族で過ごす何気ない日常が
僕の一番の幸せ

子育て雑誌といえば、ママ向けの雑誌だと思っていましたが、近頃ではパパ向けの雑誌もあると研修で知りました。何でもベビーカーの広告は、メカ好きが多い男性が好むように機能性を目立たせたり、高級車の広告のような見せ方だとか。どんな雑誌なのかと書店へ行ってみると、服装も生活スタイルもイマドキのオシャレな男性が、子育ても生活も妻と一緒に楽しんでます！という感じ。仕事をバリバリこなしながらも家事育児に参加するためのワーク・ライフ・バランスについてやイクボス[※]も登場します。

こんな雑誌があるということは、それだけイクメンが増えてきている証拠なんでしょう。こういった雑誌や報道や実際に身近にいるイクメンに感化されて、家事育児を主体的に行うパパが増えれば、仕事と家事育児の両立に悩むママや、育児に専念したいけど孤育てで辛い思いをするママはどんなに救われるでしょう。

でも、本当は家族との生活を大事に考えて家事育児を行うパパなら、仕事をバリバリこなしてなくても、オシャレじゃなくても家族にとってはカッコいい、大事なパパなんですよね。そんなパパがどんどん増えてくれればいいですね。

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活のバランスをとり両立すること、「イクボス」は、これを考慮し、職場で共に働く部下・スタッフのキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）

「女性の元気であったかな街に！」

講師は「よさこい恋(れん)灯(ともしび)」リーダーでもあり、「家庭介護ふれあい」の代表を務める東根紀代子さん。まずは元気な9人の女性メンバーのよさこいでスタート。そして参加者を巻き込んでの踊りが始まると会場は笑い声で包まれ大いに盛り上がりました。続いての講演では、病弱だった東根さんが体力をつけるために「よさこい」を始め、今ではそのグループで年間45回ものボランティア訪問をして、たくさんの方に喜んで頂いていることを話されました。また「家庭介護ふれあい」の宅老所へ通っているお年寄りに寄り添っていくことで、自分達自身も励まされているそうです。「ボランティアは難しいことではないので、時間がないと言い訳せずに、一歩でなくても半歩で良いから何でも始めてみましょう」と言われました。どちらの活動も、女性の元気で街をあったかくしておられました。



お話の後は、手作りのチーズケーキとお茶で参加者も話し合いました。参加者からは「元気を貰った。有難うございました」「私も何かしなければという気持ちになりました」「物事を前向きに考えることの大切さを今まで以上に思いました」との声が聞かれました。皆さんあったかい笑顔でした。



4月1日より改正パートタイム労働法施行

パートタイム労働者がいきいきと働ける職場に



パートタイム労働者(短時間労働者)とは、同じ事業所で働いている、いわゆる正社員に比べ、1週間の所定の労働時間が短い人たちのこと。パート、アルバイト、嘱託、臨時社員、準社員など、呼び方は様々でも「パートタイム労働者」(以下パートと記載)であり、パートタイム労働法の対象となります。

内閣府の調査によると、全ての労働者に占めるパートの割合は増加傾向にあり、平成26年の全雇用者5,432万人中1,651万人(30.4%)がパートです。この内約7割が女性であり、女性雇用者の約半数がパートです。今回の改正は、人数の面でも役職の面でも大きな役割を担っているパートタイム労働者の待遇を改善するためのものです。

★★ 主な改正点 ★★

- ①**公正な待遇の確保**…パートと正社員の待遇に差をつける場合は、不合理であってはいけないという「短時間労働者の待遇の原則」を規定。また正社員との差別的取り扱いが禁止される「パートタイム労働者」の範囲を、以前の無期労働契約者のみから有期契約者まで拡大した。例えば半年契約など期限があっても、職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同一なら、賃金や教育訓練、福利厚生に差をつけることを禁止した。
- ②**納得性を高めるための措置**…事業主は、パートを雇用・契約更新時に、正社員になる場合の転換措置や賃金制度など、雇用環境の改善についての説明を義務化。相談窓口を設置し、雇い入れ時に文書などでの明示を義務化。説明を求めたことによる不利益取り扱いを禁止した。
- ③**法律の実効性を高めるための規定の新設**…勧告に従わない事業主を公表する。虚偽報告などへの罰金の新設などです。

この改正とともに、有期労働契約の反復更新で通算5年を超えた時は労働者の申し込みにより無期労働契約に転換できるとした「改正労働契約法」(平成25年4月施行)によって、多くの人が一層能力を発揮でき、いきいきと働ける社会になることが望まれます。

このマーク知ってますか？

マタニティマーク



妊娠初期は、外見からは見分けがつかないものです。交通機関を利用する際に、周囲が妊婦に気づき、「電車で席に座れない」「たばこの煙が気になる」などに対する配慮が出来、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進します。



ベビーカーマーク

「公共交通機関で気兼ねなくベビーカーを利用したい」との声から生まれました。人のデザインは保護者の性別を決めない中性的なもの。このマークのあるところでは、ベビーカーを置まずに安心して使用できます。

こんなにある！？リボンマーク〈リボンの色に込められた意味〉

アウェアネス・リボン・・・「意識・気づき」という意味の英語です。だから直訳で「気づきのリボン」それを身につけたりブログなどに貼ることで、自分自身がその問題に理解と支援をしていることを表しています。



ピンクリボン…乳がんの予防・啓発…乳がん患者を理解・支援する。乳がんを知り検査して早期発見し、適切な治療を受けることの大切さをより多くの人に知ってもらうための運動。

パープルリボン…DV、暴力根絶…男性から女性への暴力防止。今では広く暴力反対の意味も。その他にも子どもの虐待にかかわるオレンジリボンをはじめ、レッド、イエロー、ホワイト、ブラック、グリーン、ブルーなどいろいろあります。それぞれの色に込められた意味を調べてみませんか。

女性のための相談室から

最近、『モラハラ』という言葉が、芸能人夫婦の話題から注目されました。みなさんはどのように受けとめ、どのようなことを考えられたでしょうか。ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』のことです。セクハラ・パワハラ・アカハラなど、ハラスメントは26種とか30種と言われるほどさまざまな種類があります。

女性のための相談室で受ける相談は、対人関係の悩み相談がとても多くの割合を占めています。夫との関係・親や子どもとの関係・友人との関係・職場での関係・近隣の人との関係・ママ友との関係など相手は様々ですが、その悩みの根っこの部分には、このハラスメントが深く関係していることが多いと感じます。

自分の方が偉い（年上・上司・経験が長い・男、女・家長・親だから）などの意識が、相手に対して強気になり自分が優位に立ってコントロールしようとしてしまうのではないのでしょうか。する側は、無意識でしてしまっていることもあるようですが、ハラスメントを受けた側は、自分に自信を持てなくなります。自分自身に価値を感じられなくなってしまうことが悩みの原因になっています。でも、それは見方や考え方の違いで、自分自身の責任ではないと自覚することが大切です。

また、自分が教える立場だと思っている人でも、相手が納得しないで反抗すると悩む方も多いですが、その見方を変えると違った展開になるものです。自分とは違う人が、それぞれの考えることを尊重することが大切です。

相談室では、様々な相談をお聴きしています。一人でかかえ込み考え込んでしまうと、迷い込んでしまうことも、お話をしながら一緒に整理をしていきましょう。

「こんなこと？」と思うことでも、話して一緒に考えることで見えてくることがありますので、些細なことかなと思った悩みでも、ご相談ください。

女性のための相談室
火・木 10時～16時
☎ 0794-89-2331

三木市男女共同参画センター （愛称こらぼーよ）

三木市福井 1933-12

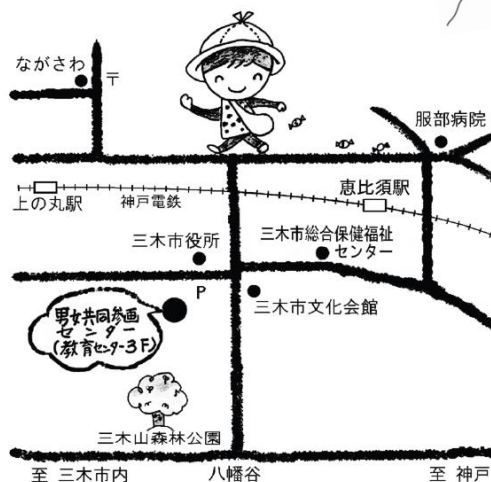
三木市立教育センター3F

〔神鉄恵比須から徒歩10分〕
〔市役所前バス停からすぐ〕

TEL&FAX 0794-89-2331

開館時間 9:00～17:00

休館日 日曜・祝日・年末年始



編集後記

百花繚乱の春に無情の雨・・・
ぼやきたくなる今年の天気。
ならば、せめて花よりだんごとランチに行くわたし・・・
(himawari)

企画編集：

情報誌こらぼーよ編集グループ

発行：

三木市男女共同参画センター